

第 年 月 日 号

様

坂出市長

㊟

補助金交付変更決定通知書

坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき 年 月 日付けで補助金交付変更申請のあった（耐震診断費等・耐震改修費等）補助事業の補助金の額については、変更内容を適当と認めたので、坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

1 この補助金の変更内容は、 年 月 日付けの補助金交付変更申請書記載のとおりとします。

2 補助金交付決定変更額

交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更増減額	金	円

3 交付決定の概要

1) 建築物の名称

2) 建築物所在地

住居表示

地番表示

3) 補助事業内容

耐震診断費等（耐震診断・補強設計）

耐震改修費等（耐震改修・建替え・除却）

4) 補助事業工程

着手予定期日 年 月 日

完了予定期日 年 月 日

4 交付の条件

1) この事業に着手したときは、着手の日から 10 日以内に着手届を市長に提出しなければならない。

2) この事業において、 工程に達したときは市長に報告し、中間検査を受けなければならない。

3) この事業の補助金については、経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

4) この事業の内容について、変更が生じた場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5) この耐震対策支援事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

6) この事業が 年 月 日までに完了しないとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

7) 複数年度に渡って行うこの事業については、当該年度に係る部分（当該年度出来高分）について精算されることが明記された契約書しなければならない。

※適宜、省略または追加するものとする。